

## 西条市体育施設指定管理者募集要項

西条市体育施設（以下「体育施設」という。）の指定管理者を募集します。

### 1 対象施設の概要

- (1) 名称  
別表1のとおり
- (2) 所在地  
別表1のとおり
- (3) 施設の概要  
別表1のとおり
- (4) 施設の利用者数及び利用料金収入  
別表2のとおり
- (5) 施設別管理運営経費  
別表3のとおり
- (6) 施設別利用料金  
別表4のとおり

### 2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に扱うこと。
- (4) 使用時間、休館日又は休業日については、別表5のとおりとする。ただし、市長の承認を得た場合は、体育施設の使用時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。
- (5) リスク分担表

指定管理者と西条市の役割分担については、以下のとおりである。

分類	内容	西条市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する要望等への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じたもの	○	

分 類	内 容	西 条 市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（天災・暴動等）に伴う、施設、設備の修復に関するもの	○	
	災害時の対応（避難所開設まで）	（指示等）	○
書類の誤り	西条市が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
施設、設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	※注 1
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（1件50万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	○	
体育施設の利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの		協議事項 ※注 2
運營業務	施設の管理運營業務（各施設仕様書参照）		○
維持管理業務	施設の維持管理業務（各施設仕様書参照）		○
利用者の事故	第三者（利用者）の事故・怪我・病気		○
物品の管理	施設の物品管理		○
火 災	指定管理者の不備による火災による損害		○
破 損	指定管理者の保守管理業務に伴う備品等の破損		○

※注 1：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

※注 2：協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

その他：本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、西条市、指定管理者が協議の上、決定する。

#### (6) 保険の加入

利用者傷害保険及び指定管理者の管理上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

また、前号に記載したリスク分担表における事象が発生した際、対応可能な保険に加入すること。

火災保険については、西条市が加入する。

<参考>

現在、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の補償額は次のとおりである。

① 賠償責任保険

身体賠償		財物賠償
1 事故当たり支払限度額	1 人当たり支払限度額	1 事故当たり支払限度額
10 億円	1 億円	2 千万円

② 補償保険

死亡保険	後遺障害	入院補償	通院補償
500 万円	死亡保険金の 4%～100%	入院日数に応じ 1 万円～15 万円	通院日数に応じ 1 万円～6 万円

(7) 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めることとする。

3 指定管理者の業務等

- (1) 別紙1の体育施設の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 別紙1の体育施設の使用の許可に関する業務
- (3) 別紙1の体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他別紙仕様書に定めること。

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、指定の期間中に下記「5 応募資格」を失ったとき又は管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 応募資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。ただし、個人は指定管理者となることはできない。）。
- (2) 団体又は当該団体の代表者及び役員並びに実質的支配をする者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 指定期間にわたり、施設の管理運営業務を円滑に遂行できるノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていない者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者
  - ウ 国税及び地方税を滞納している者
  - エ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過していない者及びその統制下にある者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続きを開始している者
- ク 他の自治体において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けた者
- ケ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していない者
- コ その他市長が不相当と認める事項に該当する者

(3) 複数の法人等が構成する団体（以下「グループ」という。）で応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ア グループで応募する場合は、代表団体を定めるものとする。
- イ 単独で応募した団体は、グループの構成員（構成団体）となることはできない。
- ウ グループによる応募において、同時に複数のグループの構成員となることはできない。
- エ グループのすべての構成員が、上記の応募資格を満たしていることが必要である。
- オ 提出期限終了後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。

## 6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を西条市に提出することとする。なお、西条市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

グループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務をすべてグループの代表者を通じて行わなければならない。また、西条市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなす。

一つの団体等が複数の提案を行うことはできない。また、一つの団体等が、複数のグループに加わることもできないこととする。

提出部数は、原本を1部、コピーを9部とする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 体育施設指定管理者事業計画書及び収支予算書（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (6) 上記「5 応募資格」を証する書類（様式(7) 申立書）
- (7) 団体等の設立趣旨、事業内容等の概要が分かる書類
- (8) 役員名簿及び履歴を記載した書類
- (9) グループを結成して提案する場合は、別に定める書類

- (10) 書類を提出する時点で指定管理者である団体については、セルフモニタリングを実施している場合はその結果を記載した書類
- (11) 書類を提出する時点で指定管理者である団体については、管理運営実績評価を実施するため、過去2年の事業報告書及び管理運営を客観的に評価できる書類（市を除く第三者評価や利用者アンケート結果等）
- (12) その他市長が必要と認める書類
  - ※ (1)～(2)の様式については、西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則別記様式による。
  - ※ 申請書類には、(1)～(10)が確認できるように、必ずインデックスを貼り提出すること。
  - ※ 申請書を綴じるファイル等は、同じ色のものに統一すること。色の指定はない。また、ファイルの背表紙及び表紙には、申請年度、施設名、応募団体名を明記すること。

## 7 利用料金制

体育施設に係る利用料金は、指定管理者自らの責任において決定（西条市の承認は必要）し、指定管理者の収入として取り扱う。

現在の利用料金は、それぞれの施設設置及び管理条例に規定するとおりである。（別表4のとおり）

## 8 指定管理料

体育施設の指定管理料については、指定期間内において、以下の上限金額以内で、申請の際の事業計画、収支計画を策定することとする。

上限金額：832,155千円／3年間（消費税及び地方消費税相当額含む。）

## 9 指定管理業務に要する経費等

(1) 当該施設の年間管理運営費において西条市が支払う指定管理料については、事業計画書とともに提出される収支予算書における収支の差引額を基本として算定する。ただし、その額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(2) 指定管理料の支払方法は、協定書において定める。

(3) 指定管理料に含まれるもの

ア 人件費（報酬給与、社会保険料等）

イ 事務費（消耗品費等）

ウ 事業費（報償費、使用料等）

エ 管理費（修繕費、光熱水費、燃料費、保守点検等委託料、役務費等）

(4) 修繕費

1件あたり50万円（消費税及び地方消費税相当額含む。）未満の小規模修繕が必要な場合は、指定管理者が負担することとする。

指定管理料には、年間13,798千円の修繕費及び3,000千円の備品購入費を見込むこととするので、指定管理者はその範囲で修繕並びに体育施設の運営に必要な備品の購入を行うこととするが、修繕費については、年度の途中においてこの額を超えた場合

は、その都度協議する。

(5) 光熱水費等

指定管理者は、指定期間内（36か月分）に請求を受理した水道料金、電気料金、灯油料金、ガス料金、電話料金について負担することとする。

(6) 物品の帰属

現に施設に配置している備品及び消耗品（西条市が購入するもの）は、無償貸与する。また、指定管理者が自らの負担で備品及び消耗品を購入した場合は、当該備品及び消耗品は指定管理者に帰属する。ただし、指定管理者が管理経費により備品及び消耗品を購入した場合は、西条市に帰属する。

(7) 管理口座、区分経理

指定管理業務に要する経費及び収入は、団体等自体の口座とは別の口座で管理を行うこととする。また、指定管理業務に係る経理と団体等自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備することとする。

(8) 使用料取扱いマニュアルの整備

使用料等の取扱いに際しては、十分な注意を持って当たることとし、使用料取扱いのマニュアルを作成し、西条市に提出することとする。

## 10 募集及び選定スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表及び配布	令和5年8月15日～9月1日
現地説明会参加申込	令和5年8月15日～9月1日
現地説明会	令和5年9月4日
質問票の受付期間	令和5年8月15日～9月5日
質問票に対する回答	令和5年9月6日～9月8日（予定）
申請書類の提出期間	令和5年9月13日～9月20日
選定委員会の開催	令和5年10月中旬（予定）
指定管理者候補者決定、選定結果の通知	令和5年12月下旬（予定）

### 11 募集要項の配布及び質問事項等の受付

(1) 募集要項の配布

① 配布期間

令和5年8月15日（火）から令和5年9月1日（金）まで

② 配布場所

西条市こども健康部 スポーツ健康課（本庁舎本館1階）

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

電話 0897-52-1302

FAX 0897-52-1294

メールアドレス sportskenko@saijo-city.jp

(2) 質問事項等の受付

① 受付期間

令和5年8月15日（火）から令和5年9月5日（火）まで

② 受付方法

質問票（別紙）に記入の上、FAX又は電子メールで提出することとする。電話での質問の受付は行わない。

1.2 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者氏名を事前に連絡すること。

なお、指定管理者に応募する場合は、現地説明会への参加が必須です。不参加の場合の応募は認めません。

(1) 開催日時

令和5年9月4日（月） 午前10時から

(2) 開催場所

西条市総合体育館 1階 会議室（西条市ひうち1番地2）

(3) 参加人数

各団体3名以内

(4) 事前申込

現場説明会申込書（任意様式）を、9月1日（金）までに、FAX又は電子メールにより、西条市こども健康部スポーツ健康課へ提出することとする。

1.3 申請書提出先及び提出期限

(1) 提出先

西条市こども健康部スポーツ健康課（本庁舎本館1階）

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

(2) 提出期限

令和5年9月13日（水）から令和5年9月20日（水）までの日（休日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は提出期限内必着とし、不慮の事故による紛失・遅配については考慮しない。FAX・電子メール等による提出は認めない。

#### 1 4 選定方法

(1) 指定管理者選定委員会において、次の選考基準に沿って審査し、指定管理者の候補者を選定する（項目ごとの総合評価点数方式により選定）。

- ① 住民の利用について公平性が確保されるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮し、サービス向上のための具体的な方策が示されていること。
- ③ 関係法令の遵守体制がとられるものであること。
- ④ 施設の適切な維持管理が図られるものであること。
- ⑤ 安全管理及び危機管理についての対策が適切であること。
- ⑥ 施設の管理経費の節減が図られるものであること。
- ⑦ 管理を安定して行う人的・物的能力を有していること。
- ⑧ 地域連携が図られるものであること。
- ⑨ 自己評価及び第三者評価の実施による事業の改善が図られるものであること。
- ⑩ 現指定管理者指定団体に対する実績評価

※⑩については、現在の指定管理者指定団体からの応募があった場合、その管理運営実績を評価し、今回の選定に反映させるために行う。

評価は、指定期間における事業報告書等提出書類を参考に、選考基準9項目（上記①～⑨）について加減点をつけ評価する。加減点の割合は、最大10%（250点満点の10%±25点）以内とする。

なお、選定基準各項目において、普通評価の場合は、加減点0点とする。

(2) 選定委員会において、申請者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時、場所については、申請者に後日連絡する。

#### 1 5 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

#### 1 6 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されていたとき。
- (4) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたとき。

#### 1 7 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知する。

#### 1 8 指定管理者の決定及び管理業務に係る管理料

- (1) 指定管理者は、市議会の議決を経て決定（指定）される。
- (2) 上記の議決後に西条市と指定管理者との間で協定を締結することとなるが、この協定の管理業務に係る指定管理料は予算の範囲内となることから、申請時に提出のあった管理業務に



係る提案価格を下回ることがある。

- (3) 契約期間内に何らかの事情により施設が閉鎖された場合には、西条市、指定管理者が別途協議の上、指定管理料を変更することがある。

## 19 その他

- (1) 提出書類は、返却しないこととする。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（使用は、西条市役所内及び選定委員会での検討に限る。）。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。
- (5) また、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

## 20 添付資料

- (1) 対象施設の概要（別表1）
- (2) 対象施設の利用者数（別表2）
- (3) 施設別管理運営経費（別表3）
- (4) 施設別利用料金（別表4）
- (5) 体育施設の使用時間及び休館（業）日（別表5）
- (6) 西条市体育施設管理運営業務及びスポーツ関連事業仕様書（別表6）
- (7) 下記の各体育施設の設置及び管理条例
  - ア 西条市体育館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第99号）
  - イ 西条市屋内運動場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第16号）
  - ウ 西条市野球場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第101号）
  - エ 西条市陸上競技場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第102号）
  - オ 西条市プール設置及び管理条例（平成16年西条市条例第103号）
  - カ 西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例（平成16年西条市条例第104号）
  - キ 西条市テニスコート設置及び管理条例（平成16年西条市条例第105号）
  - ク 西条市有料公園施設設置及び管理条例（平成16年西条市条例第106号）
- (8) その他応募する際に、参考となる資料

## 21 様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) グループ構成員届出書
- (5) 委任状
- (6) 質問票